

木曽地域公共交通再編事業における運賃割引制度（素案）に対する意見募集要領

令和7年6月24日

木曽地域公共交通活性化協議会

1. 計画等の案の名称 木曽地域公共交通再編事業における運賃割引制度（素案）
2. 参考資料の名称 木曽地域公共交通再編事業における運賃割引制度（素案）
3. 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 木曽広域連合のホームページへの掲載
<https://www.kisoji.com/chiikishinko/boshu/index.html>
 - (2) 次の場所での閲覧及び配布 木曽広域連合交通政策室（木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎内）
4. 意見等の募集期間 令和7年6月25日（水）～7月9日（水）
5. 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便の場合 〒397-0001 長野県木曽郡木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎内
木曽広域連合交通政策室
※募集期間最終日までの消印有効
 - (2) ファクシミリの場合 0264-23-2583
 - (3) 電子メールの場合 koutsu@union.kiso.lg.jp
6. 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する協議会の考え方と共に「意見募集結果」を公表します。なお、意見募集の結果の公表は「3. 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
7. その他
 - (1) 意見の提出は日本語でお願いします。
 - (2) 所定の意見提出様式をご用意しておりますので、適宜ご活用ください。なお、この様式によらず意見を提出することも可能です。
 - (3) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。なお、意見の要旨と併せて、提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (4) 意見が長文の場合や大量の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (5) 電子メールによる意見の提出は、電子メール本文にテキストで記載し、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (6) 意見受付後、約3日（土休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせください。
 - (7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報記載された意見は公表しない場合があります。

お問い合わせ先

木曽地域公共交通活性化協議会事務局（木曽広域連合 交通政策室内）

〒397-0001 長野県木曽郡木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎内

電話 0264-25-6030 FAX 0264-23-2583

電子メール koutsu@union.kiso.lg.jp